

農地法許可申請・届出に必要な書類一覧

(令和6年2月現在)

| | | | | | |
|---|--|---|--|--------|--|
| ★3条許可申請（農地を農地として取得、又は権利を設定、移転する場合） 【条件】不耕作地、貸付農地、無断転用がなく、申請者自ら耕作を行う意思があること等。 | | | ★4条許可申請（市街化調整区域の農地を所有者が、自ら転用する場合） ★5条許可申請（市街化調整区域の農地を所有権移転又は権利の設定等を受けて転用する場合） | | |
| 書類名 | 提出部数 | 備考 | 書類名 | 提出部数 | 備考 |
| □許可申請書 | | | | | |
| □案内図（2500分の1程度） | 2 | ・押印は任意 ・場所を朱色で示すこと | □ 許可申請書 | 3 | ・押印は任意 ・場所を朱色で示すこと |
| □公図の写し | 2 | ・場所を朱色で示すこと | □委任状（代理申請の場合） | 2 | ・場所を朱色で示すこと |
| □農家台帳の写し | 1(原本) | ・譲受人の住所地の農業委員会の原本証明があるもの ・耕作放棄、転売しない旨の誓約 | □案内図（2500分の1程度） | 3 | ・場所を朱色で示すこと |
| □誓約書 | 1 | ・所有農地も全て記入 ・通作経路を色で示すこと ・概ね3ヶ月以内のもの※1 ・場所を色で示すこと | □公図の写し（周辺地番及び地目の入ったもの） | 3 | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと ・建築面積、建蔽率(22~60%)のわかるもの |
| □営農計画書 | 1 | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと | □建物平面図、建物配置図兼排水計画図 (建物を伴う場合) | 3 | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと |
| □通作図（自宅から申請地まで） | 1 | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと | □利用計画図兼排水計画図 (駐車場、資材置場の場合) | 3 | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと |
| □土地登記簿 謄本 | 1(原本) | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと | □計画平面図、現況平面図、縦横断面図、流量土量計算書、搬出経路図、排水経路図 (土砂採取等一時転用の場合) | 3 | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと |
| □所有・借受農地全ての案内図（2500分の1程度） | 1 | ・雨水・汚水の排水経路等を色で示すこと | □農地転用協議書 (土地改良区内の場合) | 2(原本1) | ・照会して指示を受けてください (A参照) |
| □所有・借受農地全ての公図 | 1 | ・場所を色で示すこと なお、申請地が下記※2にあたる場合、愛知用水土地改良区に「組合員資格喪失通知書」の提出が必要な場合がありますのでご確認ください。 (C参照) | □排水承諾書 (土地改良区内の場合) | 2(原本1) | ・照会して指示を受けてください (B参照) |
| ★4条1項7号届出（市街化区域の農地の所有者が、自ら転用する場合） | | | | | |
| ★5条1項6号届出（市街化区域の農地の所有権が権利移転等をして転用する場合） | | | | | |
| 書類名 | 提出部数 | 備考 | 書類名 | 提出部数 | 備考 |
| □届出書 | 2 | ・押印は任意 | □農家台帳の写し (農家住宅、農業用施設の場合) | 2(原本1) | ・譲受人の住所地の農業委員会の原本証明があるもの |
| □案内図（2500分の1程度） (区画整理中で、案内図を用いての申請地の特定が困難な場合、区画整理地内全域を記したブロック図) | 2 | ・場所を朱色で示すこと | □利用計画並びに既存施設との関連を明かにした理由書 | 2(原本1) | ・残高証明書、融資証明書等 ・コピー、プリントアウトを添付してもよい |
| □公図の写し (区画整理中の所はブロック図) | 2 | ・場所を朱色で示すこと | □必要な資力及び信用があることを証する書面 | 2 | ・申請者本人で原本証明したもの、その写し |
| □仮換地証明書 (区画整理中の場合) | 2(原本1) | | □事業証明書又は確定申告書の写し、納税証明等（個人で資材置場や駐車場を申請する場合） | 2 | ・概ね3ヶ月以内のもの※1 |
| □土地登記簿 謄本 | 1(原本) | ・概ね3ヶ月以内のもの※1 なお、届出地が下記※3にあたる場合、愛知用水との協議及び決済金の支払いが必要な場合がありますのでご確認ください。 (C参照) | □事業計画書（資材置場、駐車場、店舗等の場合） | 2(原本1) | ・申請者本人で原本証明したもの、その写し |
| 【注意事項】 ※1 登記簿上の住所が住所変更により現住所と異なる場合には、住民票抄本を添付してください。 その他いずれの場合も、必要に応じて添付書類を追加される場合がありますので、ご承知おきください。 ※2 草掛、中池、東原、棒振、横道、岩作石田、岩作浮江、岩作内万場、岩作落合、岩作欠花、岩作壁ノ本、岩作五反田、岩作権代、岩作三ヶ峯、岩作下島、岩作下田、岩作蛇洞、岩作白針、岩作城の内、岩作隅田、岩作高根、岩作塚本、岩作長筋、岩作西浦、岩作福井、岩作宮前、岩作向田、岩作元門、岩作桃ノ木洞、岩作八瀬ノ木、岩作轟田（50音順） ※3 荒田、杣ヶ池、氏神前、喜婦嶺、下山、砂子、戸田谷、東狭間、東原山、武藏塚、岩作向畠、山越、山野田（50音順） | | | | | |
| 【締切日】 | 農地法第3条、第4・5条（調整区域） | | 毎月8日（休日の場合、翌開庁日） | | |
| | 農地法第4・5条（市街化区域） | | 随時受け付け | | |
| 【照会先】 | A 愛知用水土地改良区 三好事務所 TEL 0561-32-2365 B 愛知用水土地改良区 岩作工区 市役所東分庁舎2階 C 愛知用水土地改良区 三好事務所 TEL 0561-32-2365 | | | | |